ウ　外資議決権比率に関する事項

(ｱ)　申請者が上場会社等以外である場合

区　分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	日本法人の議決権を有する外国法人等		(E)の比率(%)(H)	(E)×(1－(G))(%)(I)	日本の国籍の確認方法	備考
							氏名又は名称(F)	日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%)(G)				
日本の国籍を有する者(J)												

(注４)　外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請者に対し総議決権に対する比率の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。

(ｱ)　当該出資者に２以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。

(ｲ)　施行規則第６条の３の２第３項に規定する一の外国人等が申請者の議決権を有する２以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるもののこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載すること。

(注５)　当該外国人等が申請者に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者の申請者に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(ｱ)　一の外国人等が当該出資者に対し100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

(ｲ)　当該出資者に２以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

(注６)　備考の欄は、アの（注７）(ｱ)、(ｲ)及び(ｴ)に準じて記載すること。また、施行規則第６条の３の２第３項、第４項、第５項及び第６項の規定に該当する場合は、その旨を記載すること。

(注７)　特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員の総数に対し外国籍の社員が有する議決権の比率、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員の総数に対し外国籍の評議員が有する議決権の比率を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

［新設］